



社労士 AI 通信

社会保険労務士あがわといしげきが愛と情熱を込めて皆様の元へお届けします!!



【今月の風景～浅間山連峰とコスモス】

「暑さ寒さは彼岸まで」とはよく言ったものですね。高原でもすっかり秋の装い。ひんやりとした秋風にコスモスがなびいています。秋の代表的な花として「秋桜」という名でも親しまれているコスモスはメキシコが原産とのこと。日本には明治時代に渡来したそうです。コスモスが市の花である長野県佐久市では9月上旬から下旬までコスモスマつりが開かれており、期間終了後も秋の深まる10月下旬まで色とりどりの花を咲かせて、道ゆく人を楽しませてくれます。

【今月のトピックス】

- 今月の風景～浅間山連峰とコスモス
- 10月1日から改正労働者派遣法が施行されます
- 労働契約法「パート、契約社員5年超で無期雇用に転換」等は来年4月1日に施行
- お気楽OL AI子の身近な法律
- コーヒーブレイク～不思議総合研究所より～
- 総務ご担当者のための「お仕事カレンダー」
- いしげきのセミナー情報



10月1日から改正労働者派遣法が施行されます

今年の4月に成立した改正労働者派遣法がいよいよ10月1日から施行されます。施行を控え、厚生労働省からQ&Aなどの情報が次々と発信されています。要チェック!

- ・改正に関するQ&A http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/haken-shoukai/kaisei/05.html
- ・労働者派遣事業関係業務取扱要領等 http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/haken-shoukai/kaisei/06.html



改正労働契約法「パート、契約社員5年超で無期雇用に転換」等は来年4月1日に施行

8月10日に公布された「パートや契約社員など雇用期間が決められている有期契約労働者について、雇用安定や待遇改善を図ることを目的」とした改正労働契約法は平成25年4月1日に施行されます。

- ・労働契約法改正のポイント http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/keiyaku/kaisei/d1/h240829-01.pdf
- ・「労働契約法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案要綱」、「労働契約法第十八条第一項の通算契約期間に関する基準を定める省令案要綱」等の労働政策審議会に対する諮問について <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200002k2tk.html>

【お気楽OL AI子の身近な法律】

お気楽すぎる発言で周囲を困らせるが、なぜか憎めないキャラのAI子（アイコ）に手を焼く先輩U子（ユウコ）。今月は何が！？



第6回：法定時間外労働の割増賃金引上げ（労働基準法第37条の1）

平成22年4月から、月60時間を超える法定時間外労働に対して、使用者は50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならなくなりました。

同僚E男：「うわっ、今月の給料なぜかめっちゃ高い！これ間違いじゃないですか？」

総務担当者：「ああそれね、月60時間を超える残業は、通常の1.25倍じゃなくて1.5倍の残業代を支払わないといけなくなってるのよ。計算するこっちも大変よ〜」

同僚E男：「マジっすかあ？確かに先月100時間の残業だったけど…こんなに残業した結果にももらえるお金って、うれしいような悲しいような…残業代なんていらなからもっと早く帰りたいよ」

お気楽AI子：「え〜いらなのお！？ウッソオじゃあわたしの先月の残業代と取り換えようよ〜♪」

先輩U子：「…あんた先月2時間しか残業してないでしょ！！」

お気楽AI子：「えっだって〜、んじゃーわたしの残業2時間分E男につけたげるからさーその分、1.5倍にして返してよ〜そしたら3時間分になるじゃーん」

先輩U子、同僚E男：「……アホか、お前は〜！！」

中小企業は当面猶予されますが（早くも3年後から施行。もしかするとこの景気によって、もっと延長されるかもしれません）、個々人の労働品質を高めた上で、残業は事前届出制にしてきちんと労務管理をしておかないと、遅かれ早かれ、労働者の残業代は青天井になりそうです。システム管理をする部署も大変ですし、一見残業代が増えるので所得の増加→消費拡大、となりそうですが、社会保険の標準報酬月額も上がるため結果として社会保険料が上がり、所得税・住民税も増えるので、従業員の負担も増加します。この法改正、得するのはいったい誰！？



コーヒーブレイク～不思議総合研究所より～

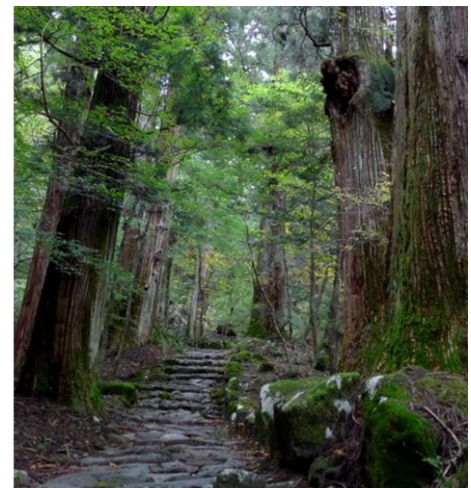
いしげきマネジメント・オフィスに併設？されている不思議総合研究所所長の石関が、実際に体験して「これはすごい！」と思った日本全国のおもしろスポットについてご案内いたします。

第6回：滝尾古道（栃木県日光市）

みなさん、日光といえば、やはり真っ先に思い浮かぶのは世界遺産にも指定された「日光東照宮」ですかね？わたしは不思議好きですが、じつは世界遺産好きでもあるので、関東屈指のパワースポットともいわれる世界遺産の日光東照宮なんぞは、わたしにとっては一石二鳥。じつは何度も足を運んだことがあります。とはいえ、何度行ってみても、なんか、気の流れが良くないというか、やはり権現さまをまつてあるので、パワーが俗世間に非常に近いのか、あまり得意なところではありませんでした。

しかしながら、今回、「本当のパワースポットがあるから！」ということで足を運んだのはなんと、その日光東照宮の山内の裏手にある、滝尾古道。

日光東照宮の裏、開山堂から滝尾神社までの約3kmのとても静かな散策路です。人通りが全くなく、東照宮の喧騒がうそのようです。樹齢500年を超える杉が古道の魅力をはたててくれ、森林浴も実感できます。実際歩いてみて、ここは本当に気の流れが抜群！！あたたかさを感じます。ひさびさに、本物の静かなパワースポット発見♪日光へは東照宮目当てでなく、ぜひ一度、滝尾古道にも足を運んでみてください！！





総務ご担当者のための
10月のお仕事カレンダー

日付	10月の業務内容
10月10日(水)	一括有期事業開始届(建設業)届出 参考:電子政府の総合窓口 イーガブ http://bit.ly/HZUh7R (URLを短縮しています。そのままクリックしてください)
10月10日(水)	9月分の源泉所得税・住民税特別徴収税額の支払い 参考:国税庁「源泉所得税の納付期限と納期の特例」 http://www.nta.go.jp/taxanswer/gensen/2505.htm
10月31日(水)	9月分健康保険・厚生年金保険料の支払 参考:日本年金機構「保険料と総報酬制について」 http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/detail.jsp?id=3789
10月31日(水)	継続・有期事業概算保険料延納額の支払(第2期分/口座振替を利用していないとき) 参考:厚生労働省「労働保険料の申告納付」 http://www2.mhlw.go.jp/topics/seido/daijin/hoken/980916_3.htm
10月31日(水)	労働者死傷病報告書の提出(休業4日未満/7月から9月分の労災事故) 参考:厚生労働省「労働災害が発生したとき」 http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/rousai/index.html

* 10月1日～7日:全国労働衛生週間、10月1日～31日:高齢者雇用支援月間

* 10月より地域別最低賃金額が変わります http://pc.saiteichingin.info/table/page_list_nationallist.html

【いしげきのセミナー情報】☆10月開催☆

★派遣元責任者講習会～労働者派遣法のしくみ、法改正、実務上のポイントを網羅!～

日 程10月4日(木) 10:00～17:00 会 場 新宿スバルビル 新宿西口より徒歩5分

受 講 料一般:8,000円 / 登録会員:7,000円 (教材費、税込)

(お申し込みの際、阿河または石関の紹介とお伝えください。登録会員扱いとなります)

お申込み <http://www.field-planning.jp/category/1644513.html>

★ビジネスマナーセミナー～入社後5年以内の社員対象 今日からすぐに実践できる手法を徹底指導!～

日 程10月10日(水) 15:00～18:10 会 場 虎ノ門セミナールーム 内幸町または

虎ノ門より徒歩3分 受 講 料一般:15,000円 / 紹介:5,000円 (教材費、税込)

(お申し込みの際、石関の紹介とお伝えください。紹介価格となります)

お申込み <http://www.bc-seminar.jp/BcSeminar/SeminarUser/SU030003.aspx?link=SU110003&scid=103340000&sid=000000009>

<お問い合わせ・ご相談>

「社労士 AI 通信」のバックナンバーは So-net が運営する SOHO・個人事業主の事業支援サイト

「Smart SoHo」において好評掲載中! <http://smartsoho.so-net.ne.jp/ainews/archive.html>

クオリタス社会保険労務士事務所
特定社会保険労務士 阿河 敬子
TEL :03-6435-3188 FAX :03-3452-8613
E-mail : info@qualitas-sr.jp
<http://qualitas-sr.jp/>



いしげきマネジメント・オフィス
特定社会保険労務士 石関 裕子
TEL :03-5979-5977 FAX :03-5979-5976
E-mail : info@sr-ishizeki.jp
<http://www.sr-ishizeki.jp/>



社労士あがわといしげきが愛と情熱を込めてお送りする「社労士 AI (エーアイ) 通信・第6号」はお楽しみいただけましたでしょうか。阿河は海外転居の為今月末より暫く事務所を休業しますが、「社労士 AI 通信」は続けてまいりますので、今後ともどうぞ宜しくお願い申し上げます。「社労士 AI 通信」に関してのご意見・ご感想などをお寄せいただければ今後の励みになります。では、また来月お目にかかります!!